

## 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会会員規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第17条に定める会員について規定するものとする。

### (会員)

第2条 会員は、社会福祉に関心を有し、社協の趣旨に賛同して入会したものと  
する。

2 会員は居住地域において援護の必要な住民に関する情報を得た場合には、社協へ連絡するものとする。

### (会費)

第3条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、次の区分による。

(1) 一般会員	1口	年額	250円
(2) 賛助会員	1口	年額	2,000円
(3) 特別会員	1口	年額	5,000円

3 会員に対しては会員章を交付する。

### (会費の納入)

第4条 会費は、毎年9月末までに入会申込書とともに会費を納入するものとする。但し、随意に入会を希望する者は、その都度受け付ける。

### (事業の実施)

第5条 会員にたいしては、次の事業を実施する。

- (1) 福祉機器、福祉車両の貸出
- (2) 福祉バスの利用
- (3) 移送サービスの利用
- (4) 研修の実施

2 各年度の予算、決算及び事業報告は、福祉だよりに掲載して行う。

### (退会)

第6条 会員は、次の場合は退会したものと  
する。

- (1) 死亡、転出または解散したとき。
- (2) 退会の申出があったとき。
- (3) 会費を納入しないとき。

### (会費の収納)

第7条 会費の収納は、会費台帳により常時明らかにする。

### (雑則)

第8条 この規程に定めのない事項について必要あるときは、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。